

緊急開催！消費税転嫁対策セミナー

知らなかったでは済まされない！正しい知識を身につけよう。

消費税改正の注意点と対応策

注意すること

無視できないこと

知れば得すること

平成 26 年 4 月から消費税の引き上げが決定され、政府においては、中小企業が消費税を円滑に転嫁できるよう、「消費税転嫁対策特別措置法」を制定しました。

中小企業にとって消費税を円滑に転嫁できるかどうかは、大きな懸念事項の一つであるため、今回「消費税転嫁対策特別措置法」の内容及びそのガイドラインに係るセミナーを開催致します。

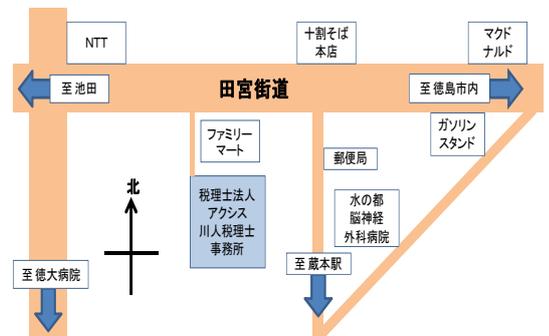
- ◆ 営業担当者は……商品の売買時に契約時期や納品時期に注意！
- ◆ 販売担当者は……商品の販売時に値段表示の仕方やセールの際の表現に注意！
- ◆ 経営者は……消費税をきちんと転嫁できないと納税時には多額の自腹に！

詳細は、セミナーにてご確認ください！

セミナー日程

- ◇開催日 / 1月16日(木) 18:00~19:30
(受付開始/17:30~)
- ◇場所 / 税理士法人アクシス川人税理士事務所
徳島県徳島市北島田町1丁目3番地3
- ◇費用 / 無 料
- ◇お問合せ / tel 088-631-8119 担当:居木(すえき)

会場地図



主催:税理士法人アクシス 川人税理士事務所

お申し込み⇒FAX: 088-632-6543

※頂いた個人情報をもとに、税理士法人アクシスより各種情報提供をさせていただくことがあります。

貴社名				ご参加者 (お役職)	()
TEL	FAX		必ず記載 Email		
ご所在地	〒				

※ホームページからも申込み出来ます。⇒

川人税理士事務所

検索